

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月16日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J P M ・ V I S T A ・ オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	当初申込期間：100億円を上限とします。 継続申込期間：2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

JPM・VISTA・オープン（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：100億円を上限とします。

継続申込期間：2,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（５）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

^{*} 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

- ・「一般コース」・・・収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・「自動けいぞく投資コース」・・・収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：平成24年11月1日から平成24年11月15日までとします。

継続申込期間：平成24年11月16日から平成25年6月27日までとします。

継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。

当初申込期間にかかる発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

^{*} 取得申込代金とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

日本以外の地域における受益権の発行はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、VISTA（ビスタ）諸国^{*1}の株式等^{*2}を実質的な主要投資対象として運用^{*3}を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

*1 「VISTA（ビスタ）諸国」とは、新興国の成長を支えるとされる5つの条件（豊富な天然資源、労働力の増加、個人消費の伸び、外資の導入、政情の安定）のうち、4つ以上を備えている有力新興国（ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコおよびアルゼンチン）を指します。

*2 VISTA諸国の株式等の詳細は、後記「(二) ファンドの特色」をご参照ください。

*3 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJPM・VISTA5・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。



VISTA（ビスタ）の由来

「VISTA」とは、BRICS経済研究所により2006年に提唱され、ベトナム(Vietnam)、インドネシア(Indonesia)、南アフリカ(South Africa)、トルコ(Turkey)、アルゼンチン(Argentina)の英語の頭文字をつないだ造語です。「眺め、遠望」などを表す英単語Vistaにかけています。（出所：BRICS経済研究所）

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1} - 追加型投信 / 海外 / 株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 一般））^{*3}

*3 マザーファンドへの投資を通じて、株式に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 一般））と記載しています。

決算頻度：年1回

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

*4 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
-------	--

海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち大型株属性*、中小型株属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年1回： 目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「大型株属性」……目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。
「中小型株属性」……目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧
商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		あり （ ）
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファンド	
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		

() 不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	その他 ()	アフリカ		なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

マザーファンドを通じて、主としてV I S T A諸国の株式等^{*1}の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

「V I S T A諸国の株式」とは

V I S T A諸国のいずれかの市場で上場または取引されている株式

V I S T A諸国から売上または利益の大半を得ていると運用委託先（後記 を参照ください、（以下同じ。））が判断する企業の発行する株式

*1 「V I S T A諸国の株式等」とは、V I S T A諸国の株式と、運用委託先がV I S T A諸国の株式と同等の投資成果を得られると判断する有価証券^{*2}をいいます。

*2 「V I S T A諸国の株式と同等の投資成果を得られると判断する有価証券」とは、以下の有価証券をいいます。

- ・ V I S T A諸国の株式にかかる預託証券
- ・ カバード・ワラント（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）
- ・ 株価連動社債（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）
- ・ 主としてV I S T A諸国の株式に投資を行う投資信託証券

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

「カバード・ワラント」とは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいいます。

「株価連動社債」とは、社債（外国の者が発行するものを含みます。）のうち、株式（複数の銘柄の場合を含みます。）または株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするものをいいます。

「投資信託証券」とは、投資信託または外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券および外国投資法人の外国投資証券をいいます。

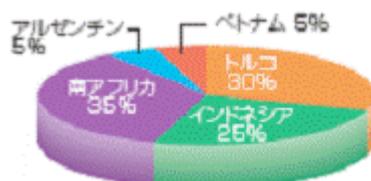
V I S T A諸国それぞれについて1～50%の範囲で国別基本資産配分比率を定め^{*}、原則としてその比率にしたがった投資を行います。

国別基本資産配分比率は市場動向に応じ、随時変更されることがあります。

市場の見通しに応じ、国別基本資産配分比率から±15%の範囲内で、国毎の資産配分比率を変動させることがあります。ただし、1カ国への資産配分比率は必ず1%以上とします。

* 個々のV I S T A諸国の株式等について、運用委託先は、V I S T A諸国のいずれかへの投資として特定します。

当ファンド設定当初の国別基本資産配分比率（予定）



当ファンドの参考指数は、MSCI南アフリカ・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIトルコ・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIアルゼンチン・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIインドネシア・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）およびベトナムVN指数^{*2}（配当なし、円ベース）から算出したリターンを国別基本資産配分比率に基づき加重平均し算出した合成指数^{*3}とします。

- * 1 MSCI南アフリカ・インデックス、MSCIトルコ・インデックス、MSCIアルゼンチン・インデックス、MSCIインドネシア・インデックスは、MSCI Inc.が発表しております。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しております。
MSCI南アフリカ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は同社が発表したMSCI南アフリカ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
MSCIトルコ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は同社が発表したMSCIトルコ・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
MSCIアルゼンチン・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は同社が発表したMSCIアルゼンチン・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
MSCIインドネシア・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は同社が発表したMSCIインドネシア・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
- * 2 ベトナムVN指数（ベトナム株価指数）は、ホーチミン証券取引所（Hochiminh Stock Exchange）が発表している、ホーチミン証券取引所上場の全銘柄からなる時価総額加重平均指数です。2000年7月28日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出されます。ベトナムVN指数（配当なし、円ベース）は同社が発表したベトナムVN指数（配当なし、ベトナムドンベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。
ベトナムVN指数の知的所有権その他の一切の権利は発表者であるHochiminh Stock Exchange（HOSE）に帰属しております。発表者は原則として指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- * 3 参考指数は、国別基本資産配分比率に基づき加重平均により算出されているため、その変動に応じて変更になります。

参考指数とは当ファンドの運用成果を測る際に比較の参考とする指標をいいます。

当ファンドは、参考指数を上回る投資成果の実現を目指しますが、参考指数を上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、参考指数を上回る場合も下回る場合もあります。また、VISTA諸国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドの参考指数を構成する各指数を見直す場合があります。

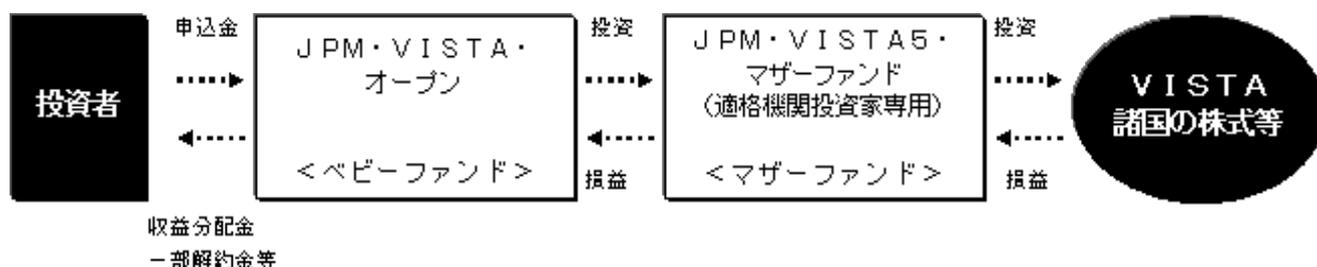
為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

- * 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミ

テッド* (英国法人) に委託します。(以下「運用委託先」という場合があります。)

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ* のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

* J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK) リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。『「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ』とは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

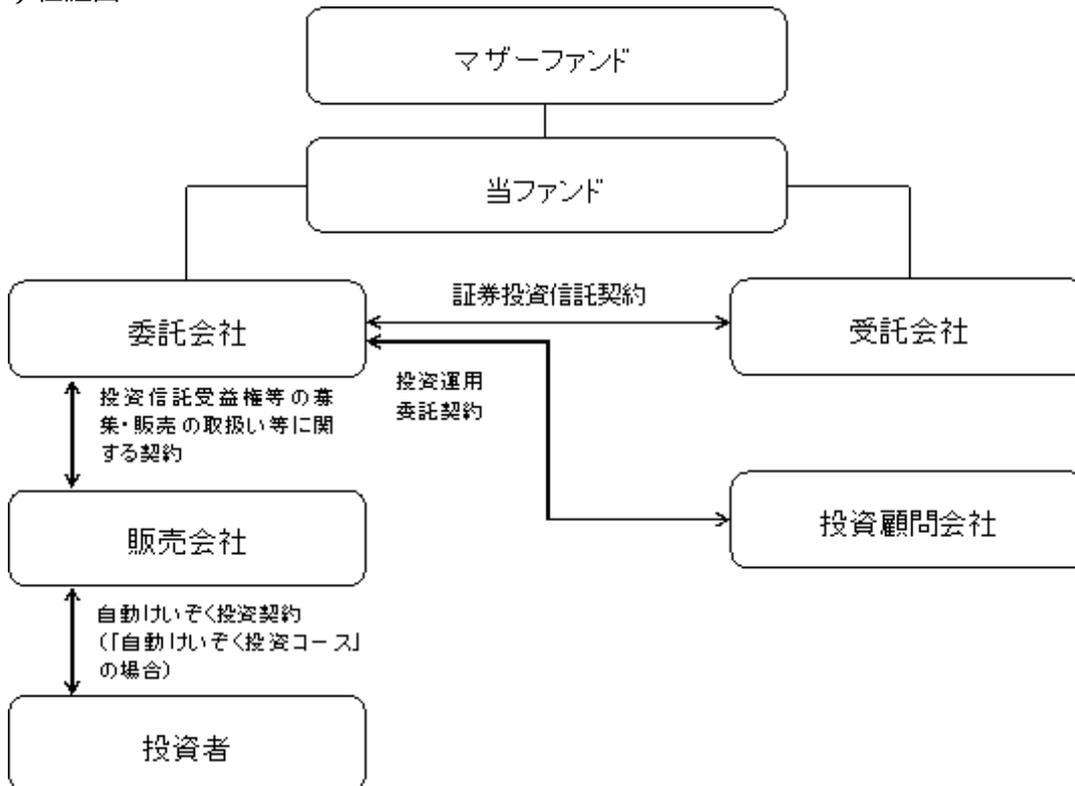
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年3月30日 マザーファンドの信託契約締結および設定・運用開始

平成24年11月16日 当ファンドの信託契約締結および設定・運用開始(予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

三井住友信託銀行株式会社（受託会社）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成24年8月末現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号

設立年月日 平成2年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（平成24年8月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

(イ) 運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

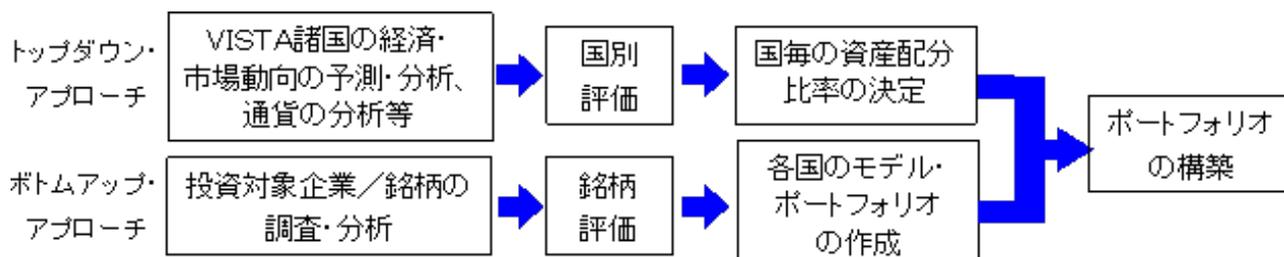
マザーファンドは、V I S T A 諸国の株式等の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

(ロ) 投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

運用委託先である J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。



国毎の資産配分比率の決定

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ^{*1}において、マクロ・ストラテジスト^{*2}が行う各国市場におけるバリュエーション分析^{*3}、カントリーリスク分析^{*3}、通貨分析^{*3}等に基づき、政治情勢や市場の成熟度等も考慮して、マクロ・ストラテジストおよびポートフォリオ・マネジャー

が、V I S T A諸国および新興国株式市場全体に対するV I S T A諸国の相対的な投資魅力度について議論します。その結果として、V I S T A諸国の相対的な魅力度に応じ、5段階の国別評価（1 = 最も魅力的、5 = 最も魅力的でない）に分類します。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、分類された国別評価を参考として中長期的な見通しに応じて国別基本資産配分比率を決定し、原則としてその比率を国毎の資産配分比率とします。ただし、国別基本資産配分比率から±15%の範囲内で乖離させて国毎の資産配分比率とする場合があります。なお、国別基本資産配分比率からの乖離度（アクティブ・ウェイト）については随時見直します。

* 1 後記「（3）運用体制」をご参照ください。

* 2 「マクロ・ストラテジスト」とは、経済環境や相場環境等様々な視点から投資環境を分析し、投資方針を提供する者をいいます。

* 3 「バリュエーション分析」とは、企業の利益、資産等の企業価値に対し、株価が相対的に割安か割高かの分析をいいます。

「カントリーリスク分析」とは、国の信用力についての分析をいいます。

「通貨分析」とは、通貨の魅力度についての分析をいいます。

各国のモデル・ポートフォリオの作成

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各運用拠点に在籍する、各地域のV I S T A諸国を含めた新興国株式を担当するアナリスト*が、現地に密着した企業の調査を行います。

(a) アナリストは、次の2つの視点から各企業の分析を行います。

- ・ 企業の持続的成長力：業種内での競争力、資本構成、経営者の質、配当政策等
- ・ 株価の割安度・割高度：流動性、情報の量・質をふまえた株価バリュエーションの絶対的・相対的な割高・割安感、株価バリュエーション再評価の可能性、業種全体の動向等

(b) 前記(a)の分析に基づいて、アナリストは、株価収益が市場全体の平均を上回ると判断する度合いに応じ、各企業を1～5の銘柄評価（1 = もっとも市場を上回る株価収益が期待できる銘柄、5 = もっとも市場を下回ると思われる銘柄）に格付けします。

(c) 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各社において、マザーファンドの投資対象国であるV I S T A諸国の各国を担当するポートフォリオ・マネジャー*は、1または2と格付けされた銘柄を中心に、各国のモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）を作成します。

* アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」といいます。）に所属する者が含まれ、ベトナムおよびインドネシアを担当します。PRGは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、前記で作成した国毎の資産配分比率および前記で作成された各国のモデル・ポートフォリオを踏まえて、マザーファンドのポートフォリオを構築します。その際、単純にモデル・ポートフォリオの組入銘柄を国毎の資産配分比率で加重するというのではなく、業種分散や流動性等の観点からポートフォリオ全体のリスクを総合的に勘案し、組入銘柄およびその比率を決定します。

組入銘柄については、銘柄評価が1または2の銘柄を中心としますが、市場環境や売買のタイミング、流動性等の理由により、評価が上位の銘柄の非保有や、評価が下位の銘柄の保有が生じる場合があります。

(2) 【投資対象】

(イ) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、以下に掲げるものとします。（J P M・V I S T A・オープン信託約款（以下「信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利

(1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）

す。)第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利

- (2) 有価証券オプション取引(旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (3) 外国市場証券先物取引(旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (4) 有価証券店頭指数等先渡取引(旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (5) 有価証券店頭オプション取引(旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引(旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (7) 金融先物取引(金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (8) 金融デリバティブ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。以下同じ。)にかかるとる権利
- (9) 外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。以下同じ。)において行われる有価証券先物取引(旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。)と類似の取引にかかるとる権利

2. 為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

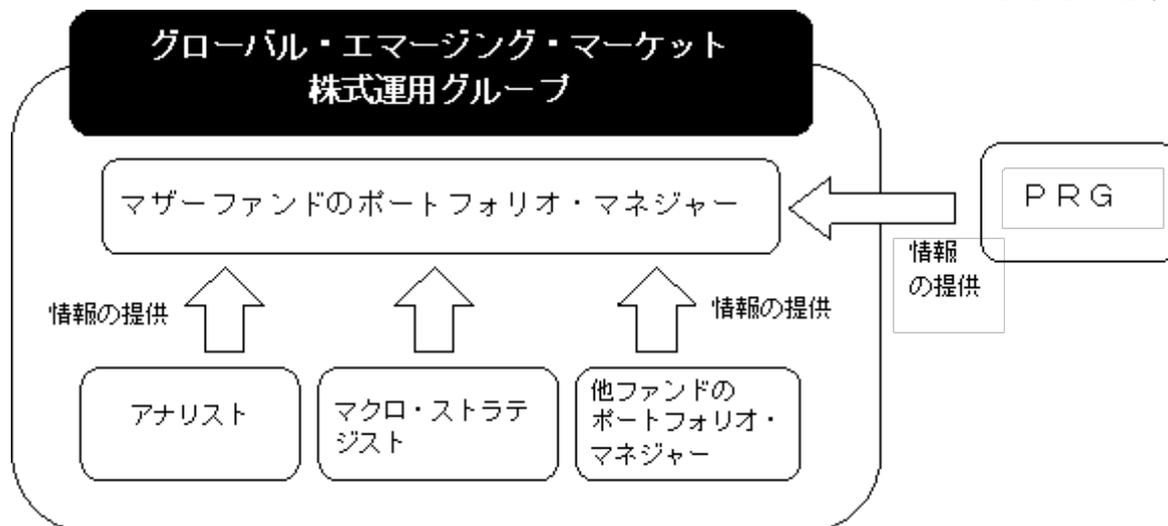
1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。以下同じ。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。以下同じ。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。以下同じ。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。以下同じ。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。以下同じ。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとるものに限り、以下同じ。)

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの
- (ニ) 前記(ロ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

- (イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、以下に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限りません。）にかかる権利
 - (1) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - (2) 有価証券オプション取引にかかる権利
 - (3) 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - (4) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
 - (5) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - (7) 金融先物取引にかかる権利
 - (8) 金融デリバティブ取引にかかる権利
 - (9) 外国金融商品市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 2. 為替手形
- (ロ) 委託会社（運用委託先を含みます。）は、信託金を、前記(イ)の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(ロ)において同じ。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券

- 6．特定目的会社にかかる特定社債券
 - 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券
 - 9．特定目的会社にかかる優先出資証券
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1 から11までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）
 - 14．投資証券または外国投資証券
 - 15．外国貸付債権信託受益証券
 - 16．オプションを表示する証券または証書
 - 17．預託証券
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券
 - 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの
なお、1 の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち 1 の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2 から 6 までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち 2 から 6 までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (八) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1．預金
 - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3．コール・ローン
 - 4．手形割引市場において売買される手形
 - 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 - 6．外国の者に対する権利で 5 の権利の性質を有するもの
- (二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記(八)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。
- (3) 【運用体制】
- ・当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制
- 以下は、当ファンドの運用開始日から投資することを予定しているマザーファンドにおける運用体制です。



マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ（約30名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を担当します。

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループは、マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストで構成されています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド所属）は、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャー、ならびにPRGから情報の提供を受け、マザーファンドにおける投資判断を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、前記の投資判断に基づいて、株式の売買執行を行います。なお、同社は、株式の売買執行に関し、北米および中南米の取引所において取引される株式についてはJ . P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*（米国法人）に、また、アジア・オセアニアの取引所において取引される株式についてはJ Fアセット・マネジメント・リミテッド*（香港法人）に、それぞれその業務を委託する場合があります。

* J . P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよびJ Fアセット・マネジメント・リミテッドは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

運用部門から独立したJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注1）運用体制については、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、今後変更となる場合があります。

・委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（4）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第39条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配

準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

収益分配金の分配方針

委託会社が、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

* 1 後記「4 手数料等及び税金（3）信託報酬等および（4）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第39条第1項第2号をご参照ください。

（5）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下B、 、 、 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対するすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引

ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の実質外貨建資産組入可能額(信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とに規定するみなし保有外貨建資産の時価総額の合計額を差し引いた額をいいます。以下において同じ。)に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等より少ない場合には、実質外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下Cにおいて同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、その純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいて、「マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額」とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提

供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる株券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券または新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。
6. 信託財産に属する新株引受権証券もしくは新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券もしくは新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

C 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。
- B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第17条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額から、信託財産に属する外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下において同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記 の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国の株式等を投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

為替変動リスク

マザーファンドは外貨建の株式等に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

カントリーリスク

V I S T A 諸国は新興国であることから以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が株式や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・株式・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いいため、その結果株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々な規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

流動性リスク

V I S T A 諸国の株式は先進国の株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります。注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該株式の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

マザーファンドがカバード・ワラントや株価連動社債に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本、償還金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラント等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用します

が、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金(現金または有価証券)を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、V I S T A 諸国の株式市場全体の動きと異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先を変更する場合があります。

外国投資信託等を通じた投資にかかるリスクおよび留意点

マザーファンドは、V I S T A 諸国の株式等を主要投資対象とする外国投資信託または外国投資法人(以下あわせて「海外ファンド」といいます。)の発行する、外国投資信託受益証券または外国投資証券(以下あわせて「外国受益証券等」といいます。)に投資することにより、V I S T A 諸国の株式等への間接的な投資を行う場合があります。その場合のリスクおよび留意点は以下のとおりです。

- (a) 海外ファンドでは、当該ファンドにおける運用報酬(成功報酬も含む)その他の費用が、当該ファンドの資産より差し引かれます。したがって、これらの費用は(当ファンドの信託報酬とは別に)間接的に当ファンドが負担することになります。
- (b) 海外ファンドの運用者(投資顧問会社)その他の関係者に、委託会社の関係会社が含まれる場合があります。その場合、マザーファンドが海外ファンドの外国受益証券等へ投資することにより、当該関係会社が運用報酬等の利益を得ることとなります。
- (c) 海外ファンドとマザーファンドおよび当ファンドでは、その保有する資産を評価する時価の基準日が評価手続の都合上一致しないことがあり、したがってV I S T A 諸国の株式等の市場の動向が直ちに当ファンドの基準価額に反映されない場合があります。
- (d) 海外ファンドの発行する外国受益証券等の取得申込にあたっては、申込代金を外国受益証券等の受領前に払い込まなければならない場合があります。その結果、外国受益証券等の受領前に申込代金の払込先である当該ファンドの管理会社等が破綻した場合などに、申込代金を失う可能性があります。

解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、設定から1年経過以降、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的

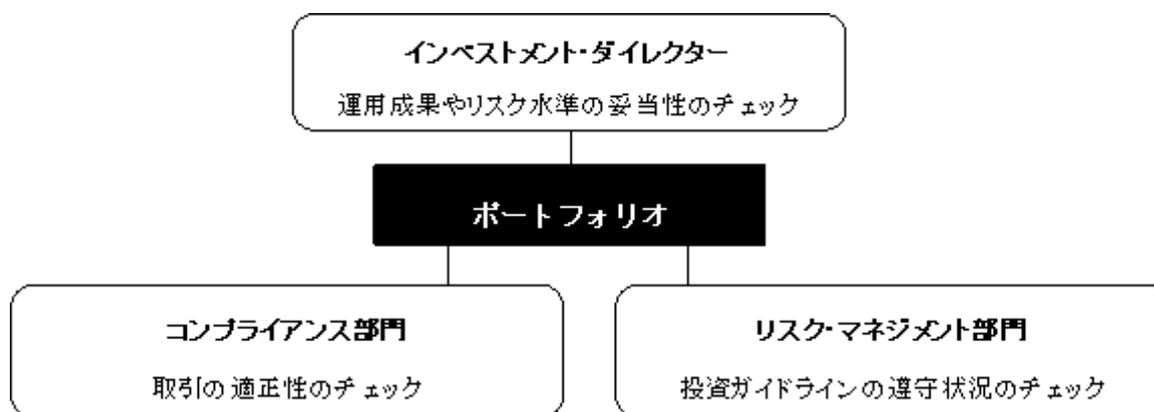
に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

（２）投資リスクに関する管理体制

以下は、当ファンドの運用開始日から投資することを予定しているマザーファンドにおける管理体制です。

運用委託先である、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果がマザーファンドの目標とする数値に適合しているか、マザーファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、マザーファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーと四半期毎にミーティングを実施します。

コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。

リスク・マネジメント部門は、投資ガイドライン^{*}をモニタリング用のシステムに登録し、その遵守状況のチェックを行います。また、そのチェックにより、投資ガイドラインに抵触する可能性がある取引や実際に投資ガイドライン違反が発見された際には、適切な対応および是正措置を図る等、管理・監督を行います。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資方針、投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.995%（税抜1.90%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.945% （税抜0.90%）	年率0.945% （税抜0.90%）	年率0.105% （税抜0.10%）

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.50%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（4）【その他の手数料等】

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記 から までの費用等を負担します。

2. 委託会社は、当ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額について、原則として、当ファンドの信託財産中から支弁を受けるものとします。（ただし、信託約款第37条第3項に規定する場合を除きます。）

委託会社は、当該実費相当額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当ファンドの信託財産中から受けるものとします。当該実費相当額は、計算期間を通じて所定の額を毎日費用計上するものとします。（詳細については信託約款第37条第4項および第5項をご参照ください。）

前記1 から までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。また、前記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書毎に異なることから、具体的に記載していません。前記1および2の費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

3. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成24年8月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*1} 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*2} 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

^{*} 平成24年12月31日までの税率です。平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税7.147%）、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5 【運用状況】

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成24年11月16日から運用を開始することを予定しており、該当事項はありません。

< 参考情報 >

運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社で開示される予定です。

基準価額・純資産の推移

ファンドの運用は、平成24年11月16日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

分配の推移

ファンドの運用は、平成24年11月16日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドの運用は、平成24年11月16日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

年間収益率の推移

ファンドの運用は、平成24年11月16日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、継続申込期間中において、以下の取引所のうち委託会社が別途指定する取引所の休業日には、取得申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、プエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

当ファンド設定当初、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定する予定ですので、両取引所のいずれかの休業日には、取得申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。
販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、以下の取引所のうち委託会社が別途指定するものの休業日には、換金申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、ブエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

当ファンド設定当初、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定する予定ですので、両取引所のいずれかの休業日には、換金申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して6営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換

えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとし、

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成24年11月16日から平成34年11月15日（休業日の場合は翌営業日）までです。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月30日から翌年3月29日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成24年11月16日からとします。

また、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年3月29日(該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(5) 【その他】

信託の終了等(詳しくは、信託約款をご参照ください。)

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの設定日から1年経過以降、当ファンドの純資産総額が20億円を下回る事となった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンド

の信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前記（ a ）の場合（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記（ b ）の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記（ b ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記（ b ）から（ e ）までの規定は、前記（ a ）において委託会社が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記（ a ）から（ f ）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して 5 営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「 3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成24年11月16日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。当ファンドの監査は、あらた監査法人が行う予定です。

当ファンドの財務諸表は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成します。

2【ファンドの現況】

当ファンドは、当初申込期間終了後、平成24年11月16日から運用を開始する予定であり、同日までは何ら資産を有しません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（平成24年8月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

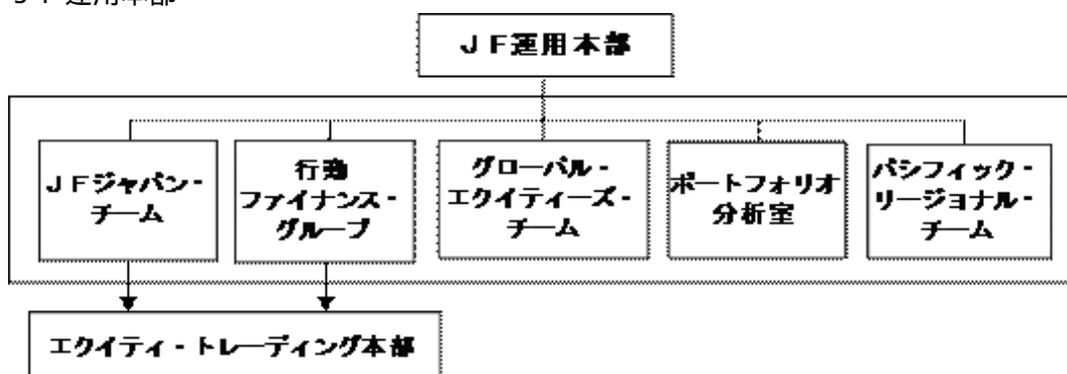
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

(イ) JF運用本部



JF運用本部は、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた運用を行います。

JF運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、JF戦略または行動ファイナンス・戦略に基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

JFジャパン・チームは、JF日本株式戦略に基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、JF戦略に基づくアジア株式の投資判断も行います。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

グローバル・エクイティーズ・チームは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するグローバル・エクイティーズ・チームの情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

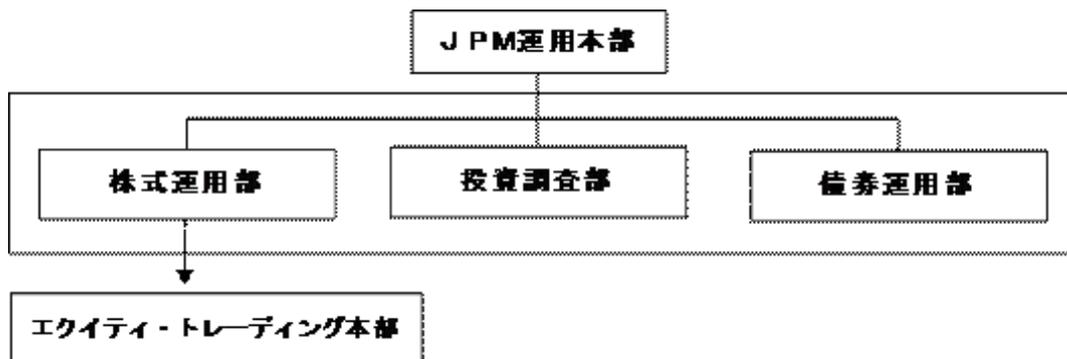
パシフィック・リージョナル・チームは、JF運用本部（グローバル・エクイティーズ・チームを除きます。）が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているJF戦略による

外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。また、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考に、J Fストラテジーに基づく国内株式を含むアジア株式の運用に関する投資判断を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、前記 のチーム等による投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記 のチーム等にその結果を提供します。

(ロ) J P M運用本部



J P M運用本部は、国内株式・国内外の債券についてJ P Mストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJ P Mストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記 の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成24年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募

に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年8月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	69	531,078
公募単位型株式投資信託	4	89,341
公募追加型債券投資信託	1	334,351
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	299,410
総合計	134	1,254,180
親投資信託	61	-

(注)百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第21期 (平成23年3月31日)			第22期 (平成24年3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			5,414,021			4,162,348	
有価証券			5,004,882			5,408,111	
前払金			38,934			-	
前払費用			16,112			19,642	
未収入金			123,918			129,688	
未収委託者報酬			1,735,791			1,656,086	
未収収益			1,500,875			1,363,081	
未収還付消費税等			-			61,716	
繰延税金資産			372,782			518,862	
その他			78,056			4,458	
流動資産計			14,285,374	88.0		13,323,998	89.8
固定資産							
投資その他の資産			1,954,134			1,521,428	
関係会社株式			-		60,000		
投資有価証券		1,544,280			1,385,770		
敷金保証金		39,693			42,639		
繰延税金資産		336,941			-		
その他		33,219			33,019		
固定資産計			1,954,134	12.0		1,521,428	10.2
資産合計			16,239,508	100.0		14,845,427	100.0

		第21期 (平成23年3月31日)			第22期 (平成24年3月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			139,609			114,199	
未払金			1,735,331			1,737,274	
未払収益分配金		1,430			1,430		
未払償還金		20,556			1,186		
未払手数料		691,441			688,876		
その他未払金		1,021,903			1,045,782		
未払費用			1,225,901			1,042,151	
未払法人税等			56,115			18,200	
賞与引当金			442,670			275,549	
事務所賃貸借契約引当金			110,969			135,088	
流動負債計			3,710,597	22.8		3,322,464	22.4
固定負債							
賞与引当金			432,148			371,335	
役員賞与引当金			72,664			77,931	
退職給付引当金			36,878			22,381	
事務所賃貸借契約引当金			220,964			253,717	
繰延税金負債			-			16,732	
固定負債計			762,656	4.7		742,097	5.0
負債合計			4,473,254	27.5		4,064,561	27.4

		第21期 (平成23年3月31日)			第22期 (平成24年3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	13.7		2,218,000	14.9
資本剰余金			1,000,000	6.2		1,000,000	6.7
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,501,609	52.4		7,535,577	50.8
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,467,933			7,501,900		
株主資本計			11,719,609	72.3		10,753,577	72.4
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			46,644	0.2		27,287	0.2
評価・換算差額等計			46,644	0.2		27,287	0.2
純資産合計			11,766,254	72.5		10,780,865	72.6
負債・純資産合計			16,239,508	100.0		14,845,427	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			11,929,984			8,473,843	
運用受託報酬			6,482,687			5,402,893	
業務受託報酬			809,666			1,661,327	
その他営業収益			274,093			155,006	
営業収益計			19,496,432	100.0		15,693,071	100.0
営業費用							
支払手数料			4,868,834			3,393,307	
広告宣伝費			207,748			238,136	
調査費			4,292,127			3,209,470	
委託調査費		3,959,671			2,880,008		
調査費		322,890			320,383		
図書費		9,564			9,079		
委託計算費			296,665			264,224	
営業雑経費			197,002			213,679	
通信費		32,914			37,900		
印刷費		130,247			143,581		
協会費		26,318			25,828		
諸会費		7,521			6,369		
営業費用計			9,862,379	50.6		7,318,818	46.6

区分	注記 番号	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			5,242,721		4,924,070		
役員報酬		117,503			134,465		
給料・手当		3,349,674			3,473,430		
賞与		758,761			402,853		
賞与引当金繰入額		684,115			575,422		
役員賞与		104,897			87,789		
役員賞与引当金繰入額		32,323			49,071		
その他の報酬		195,445			201,038		
福利厚生費			403,184		397,125		
交際費			50,964		63,430		
寄付金			6,280		13,918		
旅費交通費			195,873		187,435		
租税公課			64,466		60,242		
不動産賃借料			1,115,663		1,063,613		
退職給付費用			276,533		279,370		
退職金			131,877		10,029		
消耗器具備品費			114,309		108,437		
事務委託費			314,156		340,605		
関係会社付替費用			1,526,363		1,537,302		
諸経費			126,671		120,206		
一般管理費計			9,569,066	49.1	9,105,787		58.1
営業利益又は営業損失()			64,986	0.3	731,535		4.7

区分	注記 番号	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		4,612			5,686		
投資有価証券売却益		1,332			95,454		
為替差益		174,075			60,557		
デリバティブ評価益		87,308			-		
デリバティブ利益		-			45,428		
その他営業外収益		18,597			21,490		
営業外収益計			285,925	1.5		228,616	1.5
営業外費用							
業法上の負担額	1	2,691			7,818		
投資有価証券売却損		74,218			-		
デリバティブ損失		36,060			-		
デリバティブ評価損		-			34,684		
その他営業外費用		247			13		
営業外費用計			113,218	0.6		42,515	0.3
経常利益又は経常損失()			237,694	1.2		545,434	3.5
特別利益							
前期損益修正益		67,129			-		
年金制度統合に伴う退職給付 引当金戻入益		460,756			-		
特別利益計			527,885	2.7		-	-

区分	注記 番号	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)			第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
特別損失							
前期損益修正損		24,001			-		
事務所賃貸借契約損失		45,029			24,118		
事務所賃貸借契約引当金繰 入額		331,933			167,842		
特別損失計			400,964	2.1		191,961	1.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失()			364,614	1.8		737,395	4.7
法人税、住民税及び事業税			5,385	0.0		5,775	0.0
過年度法人税等			31,733	0.2		-	-
法人税等調整額			250,571	1.2		222,862	1.4
当期純利益又は当期純損失 ()			76,923	0.4		966,032	6.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第21期 (自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日)	第22期 (自平成23年 4 月 1 日 至平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,391,009	8,467,933
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	76,923	966,032
当期変動額合計	76,923	966,032
当期末残高	8,467,933	7,501,900
株主資本合計		
当期首残高	11,642,686	11,719,609
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	76,923	966,032
当期変動額合計	76,923	966,032
当期末残高	11,719,609	10,753,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	21,081	46,644
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	25,562	19,356
当期変動額合計	25,562	19,356
当期末残高	46,644	27,287
評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,081	46,644
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	25,562	19,356
当期変動額合計	25,562	19,356
当期末残高	46,644	27,287
純資産合計		
当期首残高	11,663,768	11,766,254
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	76,923	966,032
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	25,562	19,356
当期変動額合計	102,486	985,389
当期末残高	11,766,254	10,780,865

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 事務所賃貸借契約引当金

事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において「営業収益」の「その他営業収益」に含めていた「業務受託報酬」は、営業収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしており、また、「営業外費用」の「その他営業外費用」に含めていた「業法上の負担額」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他営業収益」に表示していた1,083,760千円は、「業務受託報酬」809,666千円、「その他営業収益」274,093千円として、「営業外費用」の「その他営業外費用」に表示していた2,939千円は、「業法上の負担額」2,691千円、「その他営業外費用」247千円として、組み替えております。

会計上の見積りの変更

（事務所賃貸借契約引当金）

当事業年度において、転貸計画が進捗しなかったことにより、引当金の計上額を将来にわたり変更しております。

これにより、当事業年度の特別損失が167,842千円増加し、税引前当期純損失が同額増加しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成23年3月31日）	第22期 （平成24年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（損益計算書関係）

第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条に基づく負担額であります。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

（リース取引関係）

第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	518,502千円	1年以内	536,233千円
1年超	2,050,315千円	1年超	1,584,195千円
合計	2,568,817千円	合計	2,120,428千円

（金融商品関係）

（1）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがあります。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

（i）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

（ ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（ ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,414,021	5,414,021	-
(2) 有価証券	5,004,882	5,004,882	-
(3) 未収委託者報酬	1,735,791	1,735,791	-
(4) 未収収益	1,500,875	1,500,875	-
(5) 投資有価証券	1,544,280	1,544,280	-
(6) デリバティブ取引	34,684	34,684	-
資産計	15,234,534	15,234,534	-
(1) 未払手数料	691,441	691,441	-
(2) その他未払金	1,021,903	1,021,903	-
(3) 未払費用	1,225,901	1,225,901	-
負債計	2,939,246	2,939,246	-

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,162,348	4,162,348	-
(2) 有価証券	5,408,111	5,408,111	-
(3) 未収委託者報酬	1,656,086	1,656,086	-
(4) 未収収益	1,363,081	1,363,081	-
(5) 投資有価証券	1,385,770	1,385,770	-
資産計	13,975,399	13,975,399	-
(1) 未払手数料	688,876	688,876	-
(2) その他未払金	1,045,782	1,045,782	-
(3) 未払費用	1,042,151	1,042,151	-
負債計	2,776,810	2,776,810	-

(注) 1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はございません。

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,414,021	-	-	-
未収委託者報酬	1,735,791	-	-	-
未収収益	1,500,875	-	-	-
合計	8,650,687	-	-	-

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,162,348	-	-	-
未収委託者報酬	1,656,086	-	-	-
未収収益	1,363,081	-	-	-
合計	7,181,517	-	-	-

（有価証券関係）

1．関係会社株式

第21期（平成23年3月31日）

該当事項はございません。

第22期（平成24年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第21期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	555,680	465,635	90,045
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	988,600	1,000,000	11,400
合計		1,544,280	1,465,635	78,645

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,004,882千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第22期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	1,385,770	1,341,750	44,020
合計		1,385,770	1,341,750	44,020

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,408,111千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	757,603	1,332	74,218

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	1,561,089	95,454	-

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

株式関連

（単位：千円）

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	485,004	-	450,320	34,684

（注）時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はございません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。なお、平成22年7月1日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。

2. 退職給付債務に関する事項

	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務	636,081	817,508
年金資産	589,975	741,761
未認識過去勤務債務	25,457	20,053
未認識数理計算上の差異	34,685	73,419
退職給付引当金(+ + +)	36,878	22,381

3. 退職給付費用に関する事項

	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	188,445	193,954
利息費用	8,387	12,086
期待運用収益	8,294	15,929
過去勤務債務の費用処理額	5,301	5,404
数理計算上の差異の費用処理額	4,784	5,400
確定拠出年金支払額	71,320	71,591
その他(注1)	17,192	17,672
退職給付費用(+ + + + + +)(注2)	276,533	279,370

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額方式

割引率

	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
平成22年4月1日から平成22年6月30日まで	1.75%	
平成22年7月1日から平成23年3月31日まで	1.60%	1.60%

過去勤務債務の額の処理年数

8年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。）

数理計算上の差異の処理年数

8年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。）

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第21期	第22期
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	22,399	24,524
賞与引当金	180,122	104,736
事務所賃貸借契約引当金	45,153	51,347
繰越欠損金	115,152	331,558
その他	17,334	6,696
繰延税金資産小計	380,162	518,862
評価性引当額	7,379	-
繰延税金資産合計	372,782	518,862
繰延税金資産の純額	372,782	518,862
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
賞与引当金	175,841	141,144
役員賞与引当金	29,567	29,621
事務所賃貸借契約引当金	89,910	96,438
仮払金	-	45,901
繰越欠損金	58,341	48,014
その他	21,913	20,864
繰延税金資産小計	375,573	381,984
評価性引当額	6,630	381,984
繰延税金資産合計	368,942	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	32,001	16,732
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	336,941	16,732

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第21期 (平成23年3月31日)	第22期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.7%	
その他	4.5%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>78.9%</u>	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は36,583千円減少し、法人税等調整額が36,583千円、その他有価証券評価差額金が1,179千円それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

関連情報

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,929,984	6,482,687	809,666	274,093	19,496,432

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
16,332,114	3,164,318	19,496,432

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,473,843	5,402,893	1,661,327	155,006	15,693,071

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
12,403,854	3,289,216	15,693,071

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,846,232	未払費用	740,851
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	685,171	未払費用	188,471

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3百万円	金融業	所有直接100%	設立出資及び役員の兼任	設立の資本取引	60,000	-	-

（注）JPMAM Japan Cayman Fund Limitedに、出資に係る金銭の全額の払込をしております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,990,973	未払費用	678,849
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	549,966	未払費用	128,986

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（ 1 株当たり情報）

	第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	209,122円08銭	191,608円72銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（ ）	1,367円16銭	17,169円33銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（ ）	76,923千円	966,032千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）	76,923千円	966,032千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	同 上

(3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
1	J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(3) 運用委託先の会社

マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。

交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

- (2) 交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。委託会社の照会先（電話番号および受付時間、ホームページアドレス）。

当ファンドの課税上の取扱い。

当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。

金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社のホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。

交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。

「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

- (3) 請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨。

当ファンドの課税上の取扱い。

- (4) 請求目論見書は、以下の項目について記載します。

投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。

請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

- (5) 交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。